

アベノミクスと雇用「改革」

2013 11.16

竹田茂夫

法政大学・経済学部

アベノミクス
雇用「改革」

背景・政策・理念

背景・労働法制をめぐる対立

アベノミクス：背景

- 90年代
 - バブル崩壊と日本経済の構造転換
 - 経済成熟化・少子高齢化・長期停滞・デフレ
 - 最後の日本型ケインズ主義(赤字財政と公共事業)
 - → 失敗と遺産(国債発行残高の激増)
- 2000年代初頭
 - ケインズ政策→新自由主義→反感・抵抗
 -
- 民主党の政治的失敗：市場化・グローバル化への対抗戦略の不在
- 第二次安倍内閣の経済政策：政策手法・政策思想の総動員
 - デフレ → 財政出動、非伝統的金融政策、政労使協議
 - 長期停滞 → 産業政策と市場主義
 - 国家財政 → 消費増税、社会保障「改革」

アベノミクス：政策

政策	帰結	最悪ケース
<ul style="list-style-type: none">金融政策日銀への政治的介入量的緩和の先鋭化期待の操作(インフレ目標)	<ul style="list-style-type: none">日銀の国債引受失敗の可能性	<ul style="list-style-type: none">国債暴落日銀・貨幣への信頼崩壊
<ul style="list-style-type: none">財政政策・消費税増税	<ul style="list-style-type: none">公共事業膨張景気後退	
<ul style="list-style-type: none">成長戦略雇用・農業・医療の市場化	<ul style="list-style-type: none">格差拡大・地方の疲弊	<ul style="list-style-type: none">社会の全面的市場化農漁村コミュニティ壊滅恒常的な高失業率
<ul style="list-style-type: none">企業のグローバル化政労使協議		

乱立する「...会議」と路線の対立

- 首相政務秘書: 今井尚哉(前資源エネ庁次長)、
- 事務秘書: 柳瀬唯夫(経産省政策局審議官)

- 産業競争力会議 (混合診療の主張)
- 産業政策・原発再稼働 茂木経産相・佐藤みずほFG社長・柏原東レ会長
- 岡住商相談役

- VS (農業への株式会社参入)
- 市場原理・電力改革 竹中平蔵・新浪ローソン社長・三木谷楽天社長
- 戦略特区WG 八田達夫

- 規制改革会議・雇用WG 鶴光太郎

- (原発・財界革新)
- 経済財政諮問会議 小林喜光・三菱ケミカル社長

- 今後は 政労使協議、戦略特区諮問会議

アベノミクス：理念（１）

政策思想の混乱と対立

- 政策思想の総動員
 - ケインズ政策：緊急避難的財政出動
 - 量的緩和：非伝統的金融政策（＊）
 - インフレ目標：ケインズ主義と新古典派の交叉
 - 産業政策：経産省路線
 - 産業競争力会議：原発早期再稼働の提言 6.29
 - 市場主義：規制緩和・労働ビッグバンの継承
 - 企業家精神：ベンチャー・ビジネスへのリップサービス
- アベノミクスの本質
 - 緊急避難：経済危機への対応、財政・金融政策
 - 例外：新自由主義（国家による市場主義の強制）の手法
 - TPP秘密交渉・ISD条項：民主的法制度や手続きの例外

(*) 非伝統的金融政策

日銀からFEB・ECBへ

- 1999-2001 ゼロ金利、時間軸、量的緩和
- (劇的な非伝統的金融政策)→見直し
- 2006年 中長期的な物価安定(インフレ目標)
- →リーマンショック
- 2008年 ゼロ金利復帰
- 金融市場の安定=長期国債買入
- 企業支援
- 2010年6月 成長基盤強化
- 10月 包括的金融緩和・特に 買入基金
- 2012年10月 金融緩和の強化・特に 銀行貸出増加支援
-
- →FRB リーマンショック以降 ゼロ金利・量的緩和・信用緩和
- ECB 欧州経済危機以降 ゼロ金利・国債買い支え

アベノミクス：理念（2）

「例外」

- 非常時の例外権力：カール・シュミットの「主権」
- 特区
 - 租借地・租界
 - 中国・改革開放の経済特区：深圳・珠海等
 - 沿海開放圏：上海・大連・珠江デルタ等
 - 特別行政区：香港・澳門
 - 上海自由貿易区（FTZ）
- シンガポール
 - 国際経済の特区としての都市国家
 - 専門知の国際的集積地
 - 専門職へ特権を、単純労働者には抑圧を
 - 厳格な管理者・監視者としての国家から
 - 投資家のincubatorとしての国家へ

戦略特区

竹中「立地競争力の強化へ向けて」(4.17)

- 特区:規制打破の実験・先行実施

「世界一ビジネスのしやすい事業環境を率先して実現する。雇用制度、コーポレート・ガバナンスなど、ビジネス環境に直結する規制制度について、国際先端テストの結果を直ちに全国展開できない場合は、特区で先行。」

- 外国企業誘致・高度人材受け入れのための環境整備
- 農業・雇用・医療の各特区、法人単位の特区、「霞が関特区」:保育の縦割り打破
- インフラ・社会共通資本の民営化
- 韓国経済自由区域・シンガポール・香港の先例を追う
- (法人実効税率・租税減免・英語利用・外国教育医療機関)(*)

- 議論の特徴 小泉構造改革の再演。
- 市場原理優先の社会的帰結は？ 格差・排除を無視。
- 何が国際的に先端か？ 基準は効率性と競争原理のみ。
- 外国企業の対日投資の現実性と効果は？

(*)韓国・シンガポール・香港の企業立地条件比較

	韓国・経済自由区域	シンガポール	香港
法人実効税率	24.2%	17%	16.5%
租税減免	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略分野等の外国企業の法人 税減免(所得発生後5年100%、2年50%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新企業の法人税最長15年免除 ・総括拠点の法人税減免(地域統括拠点)最大5年間15%法人税率(国際統括本部)経済開発庁との個別協議により、5%又は10%の法人税率適用 	
外国語利用	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁における外国語サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語常用化 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語常用化
外国教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利機関許容 ・内国人入学可能 ・財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利・営利可能 ・内国人入学可能 ・財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利・営利可能 ・内国人入学可能
外国医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・外国病院設立許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人診療所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人専用のカジノ業 ・ケーブル放送の外国放送チャンネル数の拡大構成・運用 ・派遣労働対象業種の拡大・期間延長等、特区内は労働規制も特例扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人乳母の受け入れ ・経営者の両親帯同可 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語常用化により区分なしに一般病院で診療

(韓国経済自由区域企画団、シンガポール経済開発庁、インベスト香港、日本貿易振興機構各HPおよび通商白書2012、より)

雇用「改革」: 背景(1)

グローバル化・企業法制改革

- 1990年代以降のグローバル化と法制度改革
- 労働法以外に商法・金融法・競争法等
- 1997年 改正独禁法: 持ち株会社解禁
- 90年代初頭から商法改正
- 自社株取得・ストックオプション・インサイダー取引罰則強化・
- 会社分割・コーポレート・ガバナンス強化等
- 2005年—2007年
- 商法から会社法へ
- 証取法から金融商品取引法へ
- → 企業法制改革 一応完了
-

雇用「改革」: 背景(2)

雇用の市場化へ

- 1985 労働者派遣法・男女雇用機会均等法
- 1995 日経連『新時代の日本的経営』
- 1999 派遣の原則自由化
- 2004 製造現場派遣解禁
- 2006 「労働ビッグバン」
労働市場の効率化＝雇用流動化: ホホワイトカラー・エグゼンプション、解雇金銭解決、
正規・非正規の区別撤廃、等。
→ 裁量労働制批判により頓挫。
- 2007 規制改革会議労働TF報告書(福井秀夫)
労働者の権利抑制、最賃引上・解雇規制・労働時間規制批判 → 剥き出しの市場主義イデオロギー

雇用「改革」: 背景(3)

雇用市場化の規制

- 改正労働基準法2004.1.1施行 解雇権濫用法理の法定化 第18条の2
- 労働契約法 2008.3.1施行 解雇権濫用法理の法定化 第16条
- 改正労働契約法2012.8.10 2013.4.1施行
 - 有期雇用の無期雇用への転換 第18条
 - 「雇い止め法理」法定化 第19条
 - 有期・無期間の不合理な労働条件相違の禁止 第20条
- 改正派遣法 2012.10.1施行
 - 日雇派遣 原則禁止
 - グループ企業派遣 規制(8割以下)
 - 離職後の派遣 規制
 - マージン率情報提供義務
 - 但し 登録型派遣・製造業派遣 禁止は見送り

労働ビッグバン・第二段？

2013 労働法制・提言と報告書

- 3.15 長谷川提言：解雇自由＋再就職支援金 → 首相すぐに撤回
- 4.17 竹中「立地競争力の強化」
- 5.30 雇用WG報告書（ジョブ型・限定正社員）
- 6.5 安倍演説・成長戦略第三段
- 8.20 厚労省・派遣研究会報告書（有期派遣の規制）
- 10.4 規制改革会議・派遣意見書
- 戦略特区WG座長会見（解雇特区トーンダウン）
- 10.18 戦略特区WG報告書
- 10.20 特区諮問会議設置の報道（関係大臣排除）

雇用WG報告書

- 前提:失業なき円滑な労働移動、経済成長のための改革、国際先端テスト
- 論点①正社員(無期・無限定・直接)の改革
 - →限定正社員・ジョブ型正社員(*)
- 論点②有期派遣の常用代替防止 の否定
 - →有期派遣の容認+濫用防止(**)
- 論点③均衡処遇
- 論点④労働時間法制の見直し:企画業務型裁量労働制など

-
- 問題点 限定正社員の交渉力と解雇は？
 - 有期派遣のprecariousnessへの対策は？
 - 有期雇用のキャリアアップ措置の現実性は？
 - ドイツの雇用・生活保護改革は「先端」か？

(*)分類

無期	無限定 労働時間・職種・勤務地	直接	
○	○	○	正社員
○	×	○	限定正社員：多くのタイプへ分岐
○	○	×	
○	×	×	無期派遣：安定性と交渉力
×	○	○	契約社員
×	×	○	契約社員・アルバイト・パート
×	○	×	
×	×	×	有期派遣

(**) 有期派遣

今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会・報告書

- 有期派遣の規制
 - 個人を特定の有期派遣に固定しない
 - 派遣先で常用代替しない
 - 労働市場で有期派遣が拡大しない
 - ように規制すべき。
 - 有期派遣は
 - 雇用が不安定、キャリアアップ困難 → 常用代替の防止が必要。
 - 無期派遣は常用代替防止の対象にならない。
-
- 規制改革会議・意見書 2013.10.4
 - 在り方に関する研究会・報告書の批判→有期派遣を容認・濫用防止
 - 改正派遣法2012.10.1の全面的批判
 - 日雇派遣 容認すべし。
 - 直接雇用申し込みのみなし制度2015.10.1を見直す。
 - グループ企業派遣、マージン率情報提供、離職後派遣規制等を見直す。